	第七十三条第三項
三　滅失又はき損の事由	遺族年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその
第七十六条の四第一項	
一　請求者の生年月日及び住所	
三　遺族年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由	前項の申請書（遺族年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、
一　請求者の生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号	
（略）	
第七十六条の九	
一　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所	
一の二　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の個人番号又は基礎年金番号	
二　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の通算遺族年金証書の年金コード	
（氏名変更の届出）	
第七十六条の十二　通算遺族年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。	
一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所	
一の二　個人番号又は基礎年金番号	
二　通算遺族年金証書の年金コード	
三　氏名の変更の理由	

	第七十三条第三項
三　滅失又はき損の事由	遺族年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその
第七十六条の四第一項	
一　請求者の生年月日及び住所	
三　遺族年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由	前項の申請書（遺族年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、
一　請求者の生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号	
（略）	
第七十六条の九	
一　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所	
一の二　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の個人番号又は基礎年金番号	
二　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の通算遺族年金証書の年金コード	
（氏名変更の届出）	
第七十六条の十二　通算遺族年金の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。	
一　受給権者の生年月日	
二　通算遺族年金証書の記号番号	
三　変更前の氏名	
2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。	

（新設）	（新設）
第七十六条の四第一項	
一　請求者の生年月日及び住所 一の二　基礎年金番号	
（略）	
第七十六条の九	
一　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の生年月日 一の二　申請者及び申請者以外の通算遺族年金の受給権者の基礎年金番号	

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）